

# 苫小牧工業高等専門学校学生支援基金規則

規則第107号

制 定 平成27年11月17日

(設置)

**第1条** 苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、学生支援基金（以下「基金」という。）を置く。

(目的)

**第2条** 基金は、本校の学習目標である「人間性」、「実践性／創造性」及び「国際性」を涵養し、社会の発展のために活躍できる人材の育成に資することを目的とする。

(基金の構成)

**第3条** 基金は、次の各号に掲げる寄附金をもって構成する。

- 一 本校創立50周年記念募金により受け入れた寄附金
- 二 基金設立後、学生支援のために受け入れた寄附金

(事業)

**第4条** 基金は、第2条の目的を達成するため、基金を活用し次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 学生（専攻科生）の研究発表に関する支援（旅費を除く。）
- 二 学生の国際交流に関する支援（旅費を除く。）
- 三 その他、校長が特に必要と認めた事業への支援

(申請)

**第5条** 基金の支出を申請する者は、苫小牧工業高等専門学校学生支援基金申請書（別紙様式第1号）を校長に提出するものとする。

(事業の実施)

**第6条** 第4条の事業の実施については、前条の申請に基づき、第7条に規定する委員会の議を経て校長が決定する。

(委員会)

**第7条** 本校に、基金に関する必要な事項を審議するため、苫小牧工業高等専門学校学生支援基金委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
  - 一 校長
  - 二 副校長
  - 三 事務部長
- 3 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

5 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(事務)

**第8条** 基金に関する事務は、総務課において処理する。

(その他)

**第9条** 基金に関し、この規則に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成27年11月17日から施行する。

(別紙様式第1号)

## 苫小牧工業高等専門学校学生支援基金 申請書

苫小牧工業高等専門学校長 殿

(平成〇〇年度)

対象事業	研究発表	国際交流	その他
------	------	------	-----

申請者	所属 氏名 (代表者等)	
-----	--------------------	--

事業概要	
------	--

実施計画	
------	--

期待される効果	
---------	--

申請額	円
-----	---